

I. 計画地のこれまでの経過（概要）

1. 計画地のこれまでの経過（概要）

昭和 48 年 10 月	「広町開発反対陳情書」		平成 12 年 8 月 28 日	「三大緑地保全のための新たな基本方針」	*基本方針確定[市長決裁]
昭和 58 年 6 月 21 日	「事前審査申請書」		平成 12 年 9 月 21 日	「広町の緑地保全に関する決議」	*市議会が決議
昭和 58 年 12 月 1 日	「広町開発反対陳情書」	・広町開発計画の反対を求める 6 万人署名陳情書が提出され、市は住民との意見調整期間の必要があると判断して、開発手続きを保留する。	平成 14 年 10 月 3 日	「広町緑地保全の事業 3 社との基本的方向性について」	・事業 3 社は、開発計画を取りやめ、鎌倉市の施策である都市林構想による緑地保全に協力する。 ・市は、公有化にあたって、115 億円を上限とし、平成 15 年度に行うよう、関係法令等に基づき、事務手続きを進める。 ・基本的方向性をもとに、市及び各社の手続き等を経て、本年 10 月中に確認書を作る。
昭和 59 年 10 月	周辺 8 自治会で保全団体結成			市有財産評価審査会の答申	
昭和 60 年 2 月 16 日	保全団体が市民集会を開催			土地売買仮契約書締結	
昭和 62 年	保全団体が募金活動開始			平成 15 年 9 月鎌倉市議会定例会本会議	*議案第 22 号不動産の取得について
昭和 63 年 4 月 4 日	「鎌倉市の総合的土地利用の在り方から、緑地保全はどうあるべきかについて」	※鎌倉市土地利用懇話会が市長に提言	平成 15 年 8 月 13 日	平成 15 年 9 月神奈川県議会定例会本会議	*議案不動産の取得について
昭和 63 年 11 月 15 日	「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」策定	・広町は、自然環境の保全を基調とした秩序ある開発が可能である。	平成 15 年 9 月 4 日	（仮称）鎌倉広町緑地基本構想（案）市民説明会開催	
平成 3 年 1 月 31 日	「土地利用計画素案」公開		平成 15 年 10 月 2 日	～平成 15 年 11 月 6 日	*市内 5 箇所で実施
平成 3 年 4 月 11 日	住民説明会		平成 15 年 10 月 10 日	平成 15 年 11 月 28 日	「開発事業取下届書」
～平成 4 年 3 月 31 日	*事業者が開催（21 回）		平成 15 年 10 月 30 日	平成 15 年 12 月 1 日	*事業 3 社が市に届出
平成 4 年 5 月 2 日	公聴会開催		～平成 15 年 11 月 6 日	所有権移転登記	*平成 15 年 12 月 1 日受付で鎌倉市に所有権移転登記
～平成 4 年 9 月 5 日	*市が開催（6 会場）		平成 15 年 11 月 28 日	（仮称）鎌倉広町緑地基本構想確定	
平成 5 年 12 月	従来の基本方針変更と素案公開手続きの凍結		平成 15 年 12 月 1 日	（仮称）鎌倉広町緑地基本計画（案）保全団体向け説明会開催	
平成 6 年 10 月 5 日	「公共施設に関する同意・協議申請書」	*事業 3 社が市に提出	平成 15 年 12 月 3 日	*広町で保全活動をおこなっている市民団体に対して実施	
平成 7 年 3 月 3 日	「開発事業事前変更審査申請書」	*事業 3 社が市に提出[受理]	平成 16 年 7 月 15・16 日	（仮称）鎌倉広町緑地基本計画（案）市民説明会開催	
平成 7 年 5 月 31 日	三者協議開始		平成 16 年 7 月 20 日	*市内 5 箇所で実施	
～平成 8 年 7 月 12 日	*市、事業者及び住民による協議（計 7 回開催）		～平成 16 年 7 月 27 日		
平成 8 年 4 月 1 日	「緑の基本計画」策定・公告				
平成 8 年 5 月 22 日	「開発行為許可申請書（都市計画法第 29 条）」	*事業 3 社が市に提出[受理]			
平成 8 年 8 月 1 日	「開発行為不許可通知書」				
平成 8 年 9 月 10 日	「審査請求書」	*事業 3 社が神奈川県開発審査会に請求[受理]			
平成 9 年 8 月 18 日	「裁決」	*都市計画法第 29 条の規定に基づく開発行為の許可申請に関する不許可処分に係る審査請求についての神奈川県開発審査会の裁決 ・本件審査請求に係る処分庁（鎌倉市長）が行った不許可処分はこれを取り消す。			
平成 9 年 10 月 1 日	「緑の保全及び創造に関する条例」施行				
平成 10 年 2 月 23 日	「事前審査通知（中間審査）」	*市が事業 3 社に通知			
平成 10 年 6 月 2 日	「開発事業事前審査変更申請書（第 2 回）」	*事業 3 社が市に申請[受理]			
平成 10 年 9 月 27 日	鎌倉広町緑トラスト開始	・市民が鎌倉広町緑トラスト規約を制定し、活動を開始する。（目標額：3,000 万円）			
平成 10 年 11 月 16 日	「事前審査通知（第一次審査）」	*市が事業 3 社に通知			
平成 11 年 5 月 7 日	鎌倉市緑政審議会（第 7 回）	*「広町の緑の保全に向けての方策について」を市長が鎌倉市緑政審議会会長に諮問			
平成 11 年 11 月 18 日	「事前審査終了通知（第二次審査）」	*市が事業者に通知			
平成 12 年 7 月 31 日	「広町の緑の保全に向けての方策について一答申」	*鎌倉市緑政審議会が答申			